

佐賀県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年九月四日から平成二十四年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町大字高太郎字四本柳 九二番一地先から 佐賀市光二丁目八〇一番五地先まで	平成二四・九・四